

資料 1

# 南魚沼市水道事業 水道料金改定の審議（第4回）

日時：令和4年8月23日

南魚沼市上下水道部水道課

## もくじ

1. 前回の審議について確認	
(1) 現行用途料金（公衆浴場）	・・・・・・・・ 2
(2) 現行用途料金（温泉旅館）	・・・・・・・・ 3
(3) 現行用途料金（旧簡易水道一般）	・・・・・・・・ 4
(4) 現行用途料金（臨時）	・・・・・・・・ 5
2. 料金設定で検討すべき項目	
(1) 水道料金改定率の詳細について	・・・・・・・・ 6
(2) 要望書の検討	・・・・・・・・ 7
【資料】 要望施設の料金比較	・・・・・・・・ 8
(3) 福祉減免制度の検討	・・・・・・・・ 9
【資料】 福祉減免対象者の使用水量	・・・・・・・・ 10
(4) リゾートマンション料金の検討	・・・・・・・・ 11
(5) 繰入金の検討と今後の方針	・・・・・・・・ 12
3. 審議委員会のスケジュール	・・・・・・・・ 13

1. 前回の審議について確認  
(1) 現行用途料金（公衆浴場）

継続

- ・ 公衆衛生の向上に寄与する
- ・ 地域性を考慮して、特殊料金として継続する
- ・ 現在の対象給水件数 3件

料金見直し

- ・ 一般用25mm以上の改定率に準じて、料金値上げを行う
- ・ 使用水量に応じ、段階的に料金が安くなる超過料金は改める

附帯意見

- ・ 補助金が交付されている事業者もいる、例外は必要ない
- ・ 例外を設けず、シンプルな料金体系が望ましいが、段階的に5年程度で廃止して、一般料金を適用すれば最も実務的である
- ・ 料金値上り幅は、できる限り抑えること

## (2) 現行用途料金（温泉旅館）

### 継続

- ・ 温泉資源を活用して、四季観光の振興を図る
- ・ 地域性を考慮して、特殊料金として継続する
- ・ 現在の対象給水件数 12件（うち1件休止中）

### 料金見直し

- ・ 一般用口径25mm以上の改定率に準じ、料金値上げを行う
- ・ 超過料金の逡減は、値上り幅を考慮して判断する
- ・ 温泉旅館についても、大口使用者として、負担増をお願いする

### 附帯意見

- ・ 試算の値上り額を宿泊者数で割れば、高くない印象を受ける
- ・ 公衆浴場と同様に、**段階的に廃止して一般料金と同じにすることが最も実務的である**
- ・ **料金値上り幅は、できる限り抑えること**
- ・ 使用者の理解が得られるよう説明に努めること

### (3) 現行用途料金（旧簡易水道一般）

#### 廃止

- ・ 旧簡易水道一般用の料金を廃止して、一般用料金を適用する
- ・ 上水道との統合に際して、料金激変緩和措置で特殊料金を設定したが、すでに10年以上経過している
- ・ 現在の対象給水件数 170件

#### 考慮すべき事項

- ・ 使用水量が少ない方を除き、使用者のほとんどが値上げになる
- ・ 改定で負担が大きくなる口径25mm以上の使用者は6件になるが、使用量が少ないので、メーター口径変更の検討を使用者に促す

#### 附帯意見

- ・ 上水道統合に際して、地区と取り決めがある場合は、配慮すること
- ・ 使用者の理解が得られるよう説明に努めること

## (4) 現行用途料金（臨時）

### 継続

- ・ 工事現場作業所や仮設事務所など、一時的な給水が必要になる場合に適用する
- ・ 令和3年度給水実績は、月平均36件で給水収益（税込）で195万円でした

### 料金据置き

- ・ 一時的な使用を前提としているので、据置きにする
- ・ 臨時使用は、水道加入負担金がないので、一般用と比べ割高な料金設定で据置きにする

### 附帯意見

- ・ 臨時料金の根拠を明示すると良い

## 2. 料金設定で検討すべき項目

### (1) 料金改定率の詳細について

緩和繰入金が無ければ、この表が改定後の水道料金になります

#### 確定基準額

基本料金	
13mm	1,628円
20mm	1,683円
25mm	3,410円
30mm	6,600円
40mm	9,680円
50mm	21,450円
75mm	57,200円
100mm以上	176,000円

一般家庭への影響を考慮し、現行より値上げにならないよう調整する

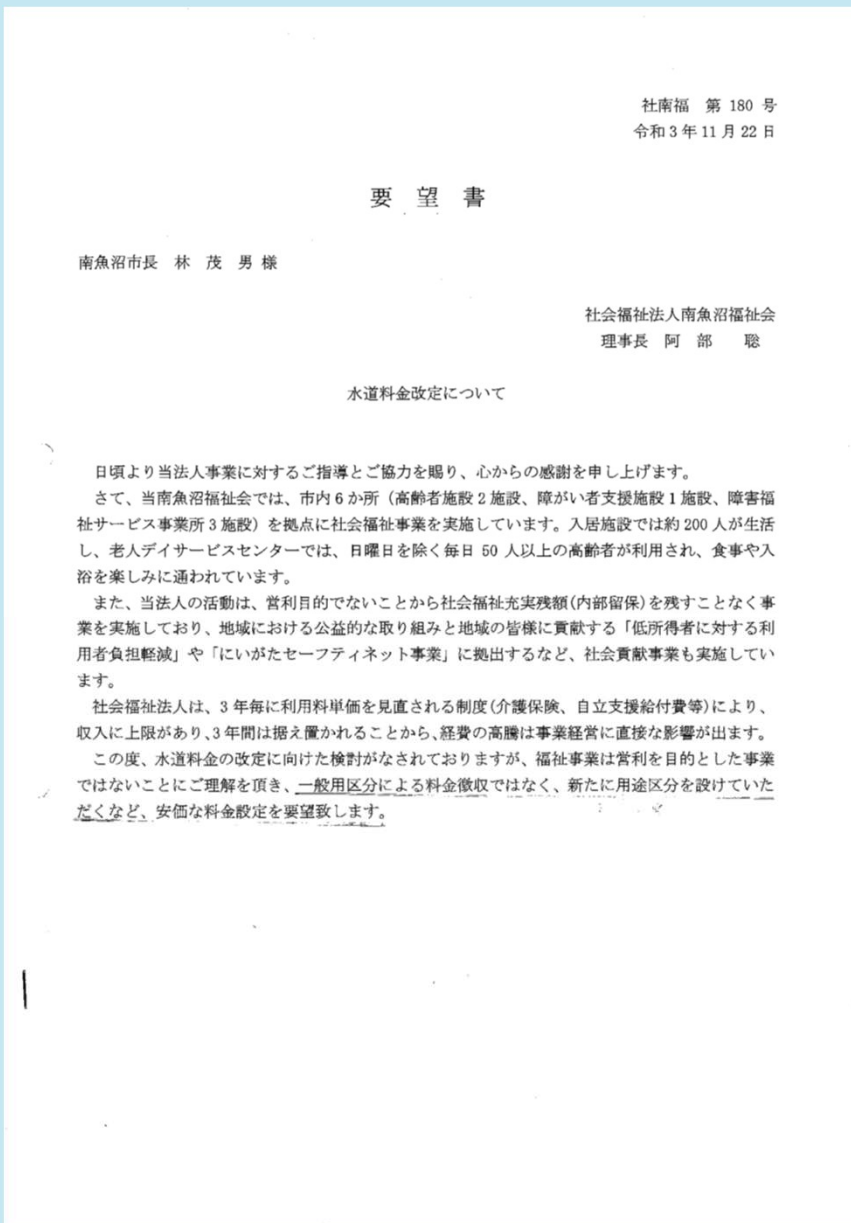
各口径での平均的な使用量における値上げ率が同レベルになるように調整する

従量料金 1m <sup>3</sup> 当たり		
口径	1~10m <sup>3</sup>	11m <sup>3</sup> 以上
13・20mm	77円	242円
25mm以上	242円	

25mm以上の基本料金は、平均的な使用量における値上げ率を同じレベルになるように調整し、平均改定率が29.3%になることは、前回の審議で確認をしていただきました。しかし、改定率は現行料金との対比ですので、使用量によって率が異なり、特に使用量が少ないと改定率が大きくなります。→詳細は、資料2及び資料3をご覧ください

口径	13mm	25mm	40mm	50mm
使用量	改定率 %	改定率 %	改定率 %	改定率 %
平均使用量	16m <sup>3</sup> ▲2.2	42m <sup>3</sup> 34.4	116m <sup>3</sup> 32.3	255m <sup>3</sup> 32.6
10m <sup>3</sup>	▲2.5	137.0	391.9	870.3
30m <sup>3</sup>	▲1.9	44.6	129.5	289.0
50m <sup>3</sup>	▲1.8	26.1	77.1	172.8

## (2) 要望書の検討



社会福祉法人南魚沼福祉会より、福祉事業に新たに用途区分を設けて、安価な料金設定の要望書が提出されました。

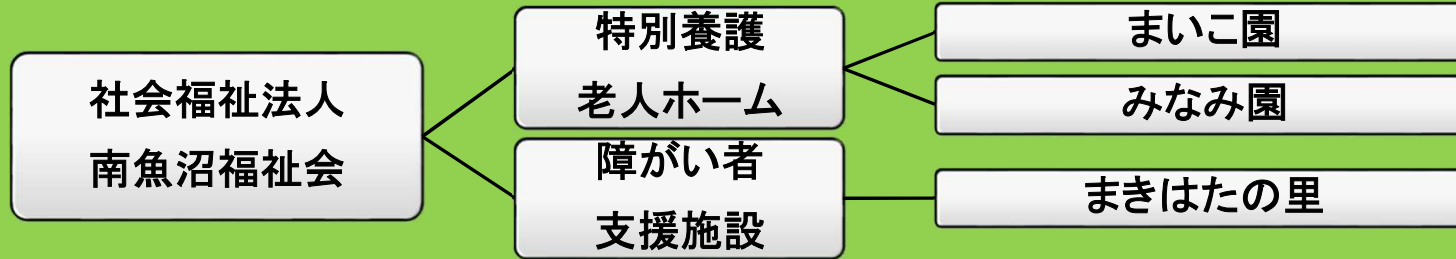




## 【資料】 要望施設の料金比較

南魚沼福祉会の入居型施設は、次の3施設です。

合計10件の給水契約があります。



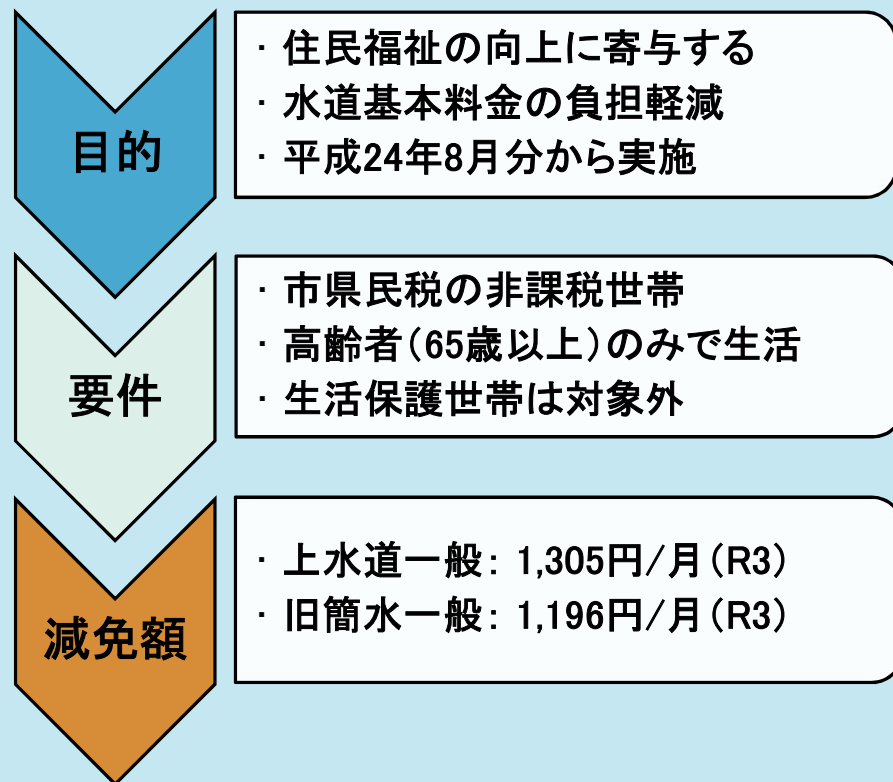
代表的な施設について、温泉旅館（改定率30%）で料金を比較してみます。結果は、下図のとおりでした。現行は一般用ですので、特殊料金にすれば安価になります。

A施設	メーター40mm	1,293 m <sup>3</sup> /月	
料金区分	月額料金	年額	年差額
現行料金	318,078	3,816,936	
新基準料金	322,586	3,871,032	54,096
新温泉旅館	257,075	3,084,900	▲ 732,036

B施設	メーター75mm	672 m <sup>3</sup> /月	
料金区分	月額料金	年額	年差額
現行料金	165,312	1,983,744	
新基準料金	219,824	2,637,888	654,144
新温泉旅館	147,927	1,775,124	▲ 208,620

- ・ 市内に介護施設が50施設、障がい者福祉施設が15施設あり、平均月使用量が約500m<sup>3</sup>、メーターは20～50mmでした。福祉・介護内容が多岐にわたり、対象要件をどう定めるか課題があり、分かり難い複雑な料金設定は避けなければなりません。
- ・ 福祉施設に特殊料金を定めた場合、減収分の財源は、一般会計繰入金を充てるべきと考えます。しかし、特定の事業者を対象にした繰入金は疑問が残ります。従って、他の大口使用者と同様に取扱い、大口使用者全体の値上げ緩和のために繰入金を充てた方が、より広い有益につながると考えます。

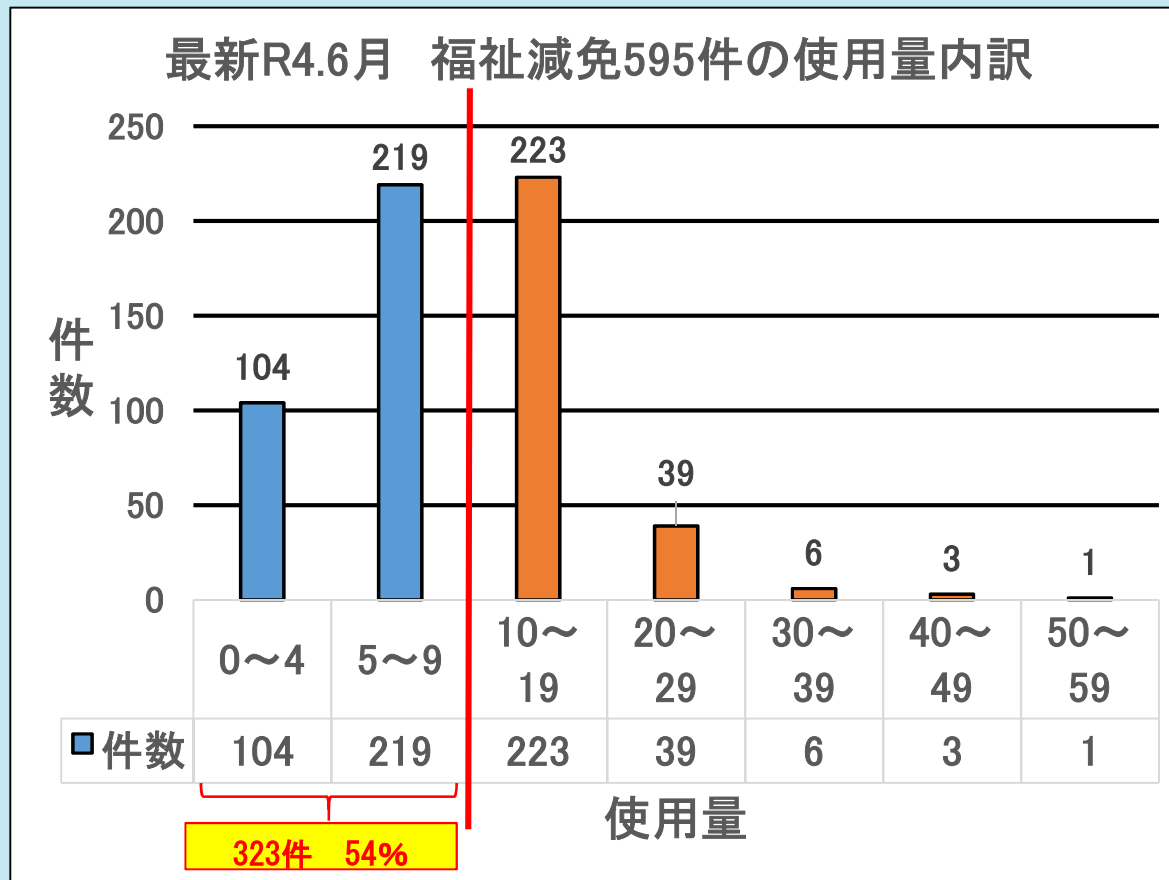
### (3) 福祉減免制度の検討



・福祉減免制度は、水道使用量が少なく割高な水道料金を支払う高齢者世帯に対して、負担の軽減を目的に時限的な特別措置として、基本料金の減免を実施してきました。

・減免を始めて10年が経過しました。今回の改定により、基本料金が変わること、高齢者世帯だけでなく、使用量の少ない世帯の負担は、広く継続的に軽減されます。

## 【資料】福祉減免を受けている世帯の水道使用量



### 福祉減免を継続(基本料金の半額)した場合の減免試算

最新件数		新料金基本料	50%	月額	年額
13mm	539	1,628	814	438,746	5,264,952
20mm	52	1,683	842	43,784	525,408
25mm	3	3,410	1,705	5,115	61,380
40mm	1	9,680	4,840	4,840	58,080
合計	595			492,485	5,909,820

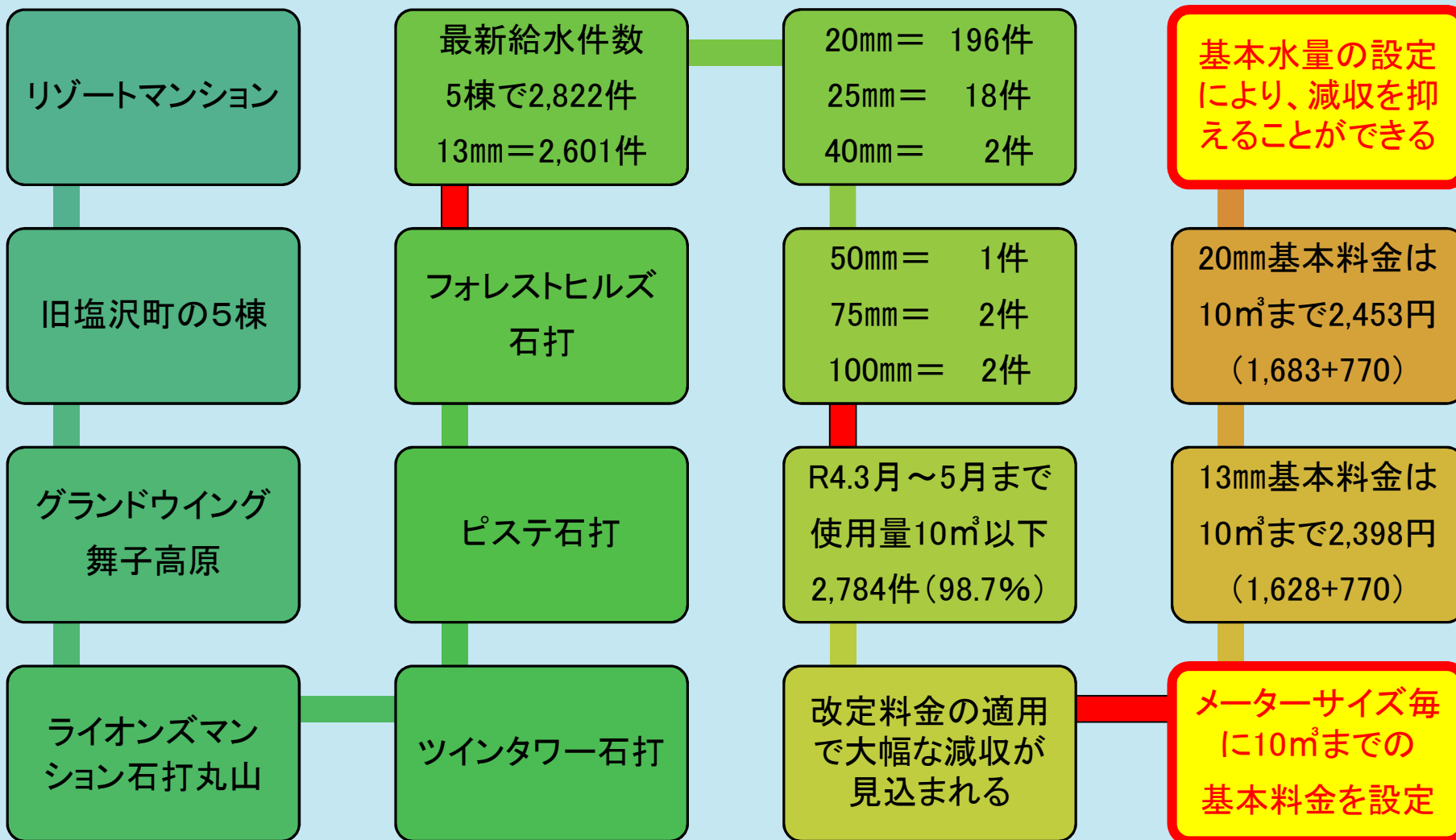
最新の水道実績から**福祉減免対象世帯595件**の使用量を表示します。

使用水量が10m<sup>3</sup>未満で、割高な基本料金を負担をしている世帯は、全体の54%、323件でした。また、メーター25mm以上の対象世帯は、4件です。

新料金で現行の内容で福祉減免額を試算すると年約590万円の減免額になります。すでに基本料金が値下げになっていますので、13・20mmについては、現行の減免後基本料金1,155円より更に安価になってしまいます。加えて、使用量が多い世帯もありますので、**福祉減免の本来の目的から外れる使用形態**になっています。

基本料金が見直され、広く負担軽減されるので、**時限的な福祉減免は終了したい。**

#### (4) リゾートマンション料金の検討



・リゾートマンションについては、毎月の使用量が少なく改定による減収が大きいので改定金額は適用するが、10<sup>3</sup>までの基本水量の制度を残して、メーター毎に10<sup>3</sup>分を基本料金にする特殊料金を新たに設定したい。

## (5) 繰入金の検討と今後の方針

- ・メーター25mm以上の大口使用者は平均改定率29.3%の値上げになる。
- ・値上げが段階的に実施できるように、一般会計に対して値上げ緩和の繰入金を要望します。

- ・一般会計繰入金5,000万円で、約3%値上げを抑えることができる試算です。
- ・令和9年度まで総額で、1億5千万円の繰入金を要望する方針です。
- ・繰入金は時限的な措置であり、将来にわたり約束されるものではありません。

- ・今回の水道料金改定の算定期間は、令和5年度から9年度までの5年間です。
- ・令和9年度には、令和10年度以降の「総括原価」を算定して、水道事業収支を確認します。そして、必要があれば水道料金改定の検討をすることになります。
- ・今後は、定期的に水道事業収支を確認しながら、経営現状に即した水道料金に見直していく方針です。

- ・水道料金の算定は、全国的基準の「水道料金算定要領」にもとづき行います。
- ・原価を無視した水道料金の設定は、水道事業の健全な発展はもとより、現状の維持さえも困難にするばかりでなく、給水サービスの低下を招くことになります。このような事態を避けるため、水道料金の適正化を図ります。

### 3. 審議委員会のスケジュール

審議委員会	開催日程	主な説明と審議内容
第1回	令和4年3月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道料金の改定について諮問</li> <li>水道料金と経営状況の推移</li> <li>事業計画</li> <li>水道料金の算定方法</li> </ul>
第2回	令和4年5月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内20市の水道料金比較表</li> <li>改定水道料金（案/基準料金）</li> </ul>
第3回	令和4年7月13日	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行用途料金の検討</li> </ul>
第4回	令和4年8月23日	<ul style="list-style-type: none"> <li>料金改定率の詳細について</li> <li>要望書の検討</li> <li>福祉減免制度の検討</li> <li>リゾートマンション料金の検討</li> <li>繰入金の検討と今後の方針</li> </ul>
第5回	令和4年9月28日 予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>改定水道料金最終案の確認</li> <li>審議会の意見取りまとめ</li> </ul>
第6回	令和4年10月 予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>答申書の審議</li> <li>答申書の提出</li> </ul>